# 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正(案)についてご意見を寄せください。

~市民意見公募(パブリックコメント)のお知らせ~

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正(案)について、広く意見を募集します。意見のある方は、下記により提出してください。

## 1 募集期間

令和6年4月3日(水)から令和6年5月2日(木)まで(必着)

#### 2 意見を提出できる方

- (1) 市の区域内に住所を有する方
- (2) 市の区域内に事務所または事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市の区域内にある事務所または事業所に勤務する方及び市の区域内に事務所または事業所を有する法人その他の団体の構成員
- (4) 市の区域内にある学校に在学する方

### 3 意見の提出方法

別紙「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正 (案)に対する意見書」に記入の上、直接持参するか、郵送、ファクシミリ、電子メールにより、 こども保育課に提出してください。

また、意見書の様式によらず提出することも可能ですが、その場合、氏名(団体名など)、電話番号(法人等の場合は、名称、所在地、電話番号)を必ず明記してください。

匿名や電話での意見提出は受け付けません。

【提出先】	会津若松市健康福祉部こども保育課	
〒965-8601	会津若松市東栄町3番46号 栄町第2庁舎こども保育課	
電話 024	42-39-1239(課直通) FAX 0242-39-1246(課専用)	
電子メール kodomohoiku@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp		

#### (留意事項)

- ・意見内容の確認が必要な場合、こちらから連絡することがありますので、必ず電話番号を記入してください。
- ・提出いただいた書面はお返しできません。
- ・個々の意見に対し、直接回答はしませんのでご了承ください。
- ・お寄せいただいたご意見は公表しますが、氏名など個人情報が公表されることはありません。

#### 4 閲覧場所

改正の内容は、こども保育課、市政情報コーナー、北会津・河東支所、各市民センター、さらに 市のホームページで見ることができます。

なお、各施設での閲覧時間は土日、祝日を除く午前8時30分から午後5時までです。

問い合わせ先:会津若松市健康福祉部こども保育課(電話0242-39-1239)